

第107期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 会社の体制及び方針

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

■監査報告書

上記の事項につきましては、法令及び当社の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況 (2026年3月31日現在)

2009年から役員の新株予約権として下記①記載の株式報酬型ストックオプションを、2019年からは②勤続条件付株式報酬型ストックオプション及び③業績連動条件付株式報酬型ストックオプションを付与していましたが、2025年からは「4. 会社役員に関する事項(2) 取締役の報酬等」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に変更しました。

①2009年3月～2018年6月株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2009年3月発行新株予約権 (2009年1月30日)	2009年4月1日から 2039年3月31日まで	14個	普通株式 7,000株	1個あたり 493,000円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2010年3月発行新株予約権 (2010年1月28日)	2010年4月1日から 2040年3月31日まで	17個	普通株式 8,500株	1個あたり 568,000円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2011年3月発行新株予約権 (2011年2月24日)	2011年4月1日から 2041年3月31日まで	26個	普通株式 13,000株	1個あたり 492,000円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2012年2月発行新株予約権 (2012年1月26日)	2012年3月1日から 2042年2月28日まで	32個	普通株式 16,000株	1個あたり 550,000円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2013年3月発行新株予約権 (2013年1月31日)	2013年4月1日から 2043年3月31日まで	48個	普通株式 24,000株	1個あたり 966,000円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2014年3月発行新株予約権 (2014年1月31日)	2014年4月1日から 2044年3月31日まで	58個	普通株式 29,000株	1個あたり 783,000円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2015年3月発行新株予約権 (2015年1月30日)	2015年4月1日から 2045年3月31日まで	77個	普通株式 38,500株	1個あたり 1,070,500円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2016年3月発行新株予約権 (2016年1月28日)	2016年4月1日から 2046年3月31日まで	93個	普通株式 46,500株	1個あたり 899,000円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2017年3月発行新株予約権 (2017年1月26日)	2017年4月1日から 2047年3月31日まで	118個	普通株式 59,000株	1個あたり 822,500円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2018年3月発行新株予約権 (2017年9月28日)	2018年4月1日から 2048年3月31日まで	123個	普通株式 61,500株	1個あたり 895,500円	1株あたり 1円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2018年6月発行新株予約権 (2018年6月22日)	2018年7月1日から 2048年6月30日まで	128個	普通株式 64,000株	1個あたり 807,500円	1株あたり 1円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社及び株式会社阪急阪神百貨店の取締役・監査役・執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。

②勤続条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
2019年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2019年6月26日)	2019年7月16日から 2049年7月15日まで	810個	普通株式 81,000株	1個あたり 99,500円	1株あたり 1円
2020年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2020年6月23日)	2020年7月16日から 2050年7月15日まで	935個	普通株式 93,500株	1個あたり 46,000円	1株あたり 1円
2021年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2021年6月22日)	2021年7月16日から 2051年7月15日まで	985個	普通株式 98,500株	1個あたり 74,100円	1株あたり 1円

2022年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2022年6月22日)	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	1,025個	普通株式 102,500株	1個あたり 81,900円	1株あたり 1円
2023年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2023年6月28日)	2023年7月16日から 2053年7月15日まで	1,055個	普通株式 105,500株	1個あたり 132,900円	1株あたり 1円
2024年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2024年6月25日)	2024年7月16日から 2054年7月15日まで	1,015個	普通株式 101,500株	1個あたり 247,900円	1株あたり 1円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）・監査役・執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。

③業績連動条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
2021年8月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2021年7月28日)	2021年9月1日から 2051年8月31日まで	340個	普通株式 34,000株	1個あたり 69,900円	1株あたり 1円
2022年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2022年6月22日)	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	360個	普通株式 36,000株	1個あたり 80,900円	1株あたり 1円
2023年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2023年6月28日)	2023年7月16日から 2053年7月15日まで	380個	普通株式 38,000株	1個あたり 132,500円	1株あたり 1円
2024年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2024年6月25日)	2024年7月16日から 2054年7月15日まで	370個	普通株式 37,000株	1個あたり 247,200円	1株あたり 1円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社取締役会が予め定める指標について、当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の0～100%の範囲で権利行使可能な個数を確定し、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）・監査役・執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。なお、2021年8月、2022年7月、2023年7月及び2024年7月割当て分の業績連動指標は以下のとおりです。

- ・2021年8月、2022年7月及び2023年7月割当て分

指標	2023年度目標数値	ウェイト
①連結経常利益	140億円	50%
②連結ROIC	3.0%	50%

- ・2024年7月割当て分

指標	2026年度目標数値	ウェイト
①連結営業利益	320億円	50%
②連結ROIC	5.9%	50%

(2) 当事業年度末日における当社取締役の保有する新株予約権の状況

(2026年3月31日現在)

名称	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式の数
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2009年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	1名	3個 1,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2010年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	9個 4,500株

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2011年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	14個	7,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2012年2月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	14個	7,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2013年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	22個	11,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2014年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	22個	11,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2015年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	29個	14,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2016年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	31個	15,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2017年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	36個	18,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2018年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	36個	18,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2018年6月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	37個	18,500株
2019年7月発行新株予約権A (継続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	185個	18,500株
	監査等委員である取締役	4名	40個	4,000株
2020年7月発行新株予約権A (継続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2021年7月発行新株予約権A (継続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2021年8月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株
2022年7月発行新株予約権A (継続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2022年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株
2023年7月発行新株予約権A (継続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2023年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株
2024年7月発行新株予約権A (継続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2024年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株

注. 新株予約権の内容の概要は、上記（1）に記載のとおりです。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	90 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	248 百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しています。

3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任します。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H20リテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各事業に責任者を置き、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為又は不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

また、内部監査担当を設置し、内部監査に関する規程に従い、当社グループの内部監査を実施いたします。

【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H20リテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各事業において、事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社

及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項又は受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

- 5) 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

- 6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ（以下「監査等委員会専任スタッフ」といいます）を任命いたします。また、監査等委員会専任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

- 7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員と代表取締役、監査等委員と各スタッフとの会合、グループ監査役連絡会（当社からは監査等委員が出席）の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査等委員の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社又は当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査等委員又は監査役に報告し、報告を受けた監査等委員又は監査役は直ちに当社監査等委員会に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査等委員会への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査等委員会又は監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

- 8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会専任スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。

監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査等委員の職務の執行

について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

②当期における運用状況の概要

以下のとおり、当社及び当社グループ各社における各取組みの継続的な推進によって、業務の適正を図っています。

- 1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H20リテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を行っています。

当期は、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、南海トラフ地震及び情報セキュリティ（サイバー攻撃・個人情報漏洩）をグループの重点リスク、取り組みテーマとして定め、現状の取り組み内容や課題の確認を行い、今後の対応策について検討しました。そして、取締役会においても、災害やサイバーセキュリティなど個別テーマのリスクマネジメントの方向性について議論を行いました。南海トラフ地震については、引き続き実効性の高い減災体制の強化に加え、速やかな復旧を実現するためのBCPの構築に取り組んでいきます。情報セキュリティについては、昨今のサイバー攻撃の被害状況等も踏まえ、早急かつ一層高いレベルでの対策が必要なことから、次期より専門委員会を設置するなど、機動的なリスク対応ができる体制を強化していきます。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の専門部会である公正取引、食品衛生、品質管理、情報セキュリティ、防災・パンデミック、労働環境・人権等の各部会においても、それぞれの重要課題に取り組み、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」が継続的に取り組み状況について報告を受け、グループとして重要課題に実効的に対処しています。

当社グループにおけるコンプライアンス推進とリスクの未然防止を図るため、グループ各社のコンプライアンス担当者を対象に「コンプライアンス連絡会」を随時開催し、当期は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法）」「子ども・子育て支援法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」「労働基準法」各々に関する法改正への対応及び顧客情報の保護体制の強化等について周知・啓発を実施しました。今後も、法改正について適時適切な対応を行うとともに、法改正への各社の対応を継続的にモニタリングしていきます。また、顧客情報保護に関しては、透明性の高い情報発信を通じて顧客の安心感の醸成につなげていきます。

前期に実施した経営職（管理職）対象のグループ合同ハラスメント研修に続いて、当期は、グループ会社全社のマネージャー（一般職）に対象範囲を拡大して同研修を実施し、グループレベルでハラスメントに関する知識・知見の習得による職場におけるハラスメント行為の未然防止と、心理的安全性が保たれる職場環境づくりのための取り組みを推進しています。

内部監査部門において、当期はリスクアプローチに基づく監査計画に則り、グループ横断の内部監査を実施しました。重点領域として、経営監査においては「人事・会計関連のDX」、IT監査においては「システム開発プロジェクト管理及び情報セキュリティ」、そして業務監査においては「顧客情報管理及び労務管理」を中心に、それぞれの妥当性と有効性を検証しました。

内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社に設置している通報窓口について、ポスターや社内ポータルサイトを活用し周知徹底を継続することにより、グループ各社においても継続的かつ安定的に運用しています。また、通報の内容については、必要に応じて外部弁護士の客観的な意見を踏まえつつ、代表取締役及び常勤監査等委員へ定期的に報告しています。

反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項・表明保証条項の挿入をはじめとし

た取り組みを継続して実施しています。

2) 財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、当社グループ全体の統制状況の評価について、主に株式会社阪急阪神百貨店、イズミヤ・阪急オアシス株式会社及び株式会社関西スーパーマーケットの業務プロセス統制の整備・運用状況の評価を実施しました。また、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの食品事業の経営企画・管理機能を株式会社関西フードマーケットに移管することに伴い、株式会社関西フードマーケットを重要性基準により全社統制の評価範囲に追加し、同社における統制の整備・評価を実施しました。

J-SOX対象外の会社についても、経営環境について各社の統制状況を調査のうえリスクを抽出し、個社課題について各会社へ改善を要請しました。また、経理業務のフローについてもシェアドサービスの運用フローを実地検証し、統制に課題が発見された業務フローについて改善を要請しました。今後も引き続きグループの財務報告に係る内部統制の充実に寄与していきます。

3) 監査を支える体制においては、引き続き、監査等委員会専任スタッフ 18 名を監査等委員会の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフをグループ各社の監査役及び内部監査担当として選任しています。また、社外取締役監査等委員と代表取締役との会合を定期開催し、常勤監査等委員がグループ経営会議や主要な子会社の経営会議などの重要な会議に出席するとともに、経営企画グループ、開発室、事業推進室、IT・デジタル推進グループ、財務室、総務グループ、人事室、取締役会事務局のスタッフとの会合を定期的の実施し、グループ各社については、各社の監査役が各社の経営会議などの会議に出席しています。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュ・フロー、事業年度ごとの業績を勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本に、親会社株主に帰属する当期純利益、連結純資産、連結キャッシュ・フローの中長期の計画から総合的に判断して最適な成果配分を行うことを基本方針としています。当期の連結業績は、「1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、営業利益が前期を下回ったことや減損損失等の特別損失を計上した一方、投資有価証券売却益による特別利益を計上した連結業績を総合的に勘案した結果、期末配当金は1株当たり24円とし、当期の1株当たり年間配当額は前期実績から4円増配の46円とします。

連結株主資本等変動計算書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	80,635	155,564	△5,546	248,449
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△5,269	—	△5,269
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	29,950	—	29,950
自己株式の取得・処分	—	△27	—	△14,722	△14,750
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△27	24,681	△14,722	9,931
当期末残高	17,796	80,607	180,245	△20,269	258,380

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	47,606	668	1,415	1,116	50,807	1,462	12,700	313,420
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△5,269
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	29,950
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	—	—	—	△14,750
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△862	—	1,327	289	753	△13	1,349	2,088
当期変動額合計	△862	—	1,327	289	753	△13	1,349	12,020
当期末残高	46,743	668	2,742	1,405	51,560	1,449	14,049	325,440

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 39社

主要な連結子会社の名称

株式会社阪急阪神百貨店、イズミヤ・阪急オアシス株式会社

株式会社関西スーパーマーケット

当連結会計年度より、以下の会社を連結の範囲に含めております。

・エイチ・ツー・オー まち元気パートナーズ株式会社（会社設立に伴うもの）

当連結会計年度より、以下の会社を連結の範囲から除外しております。

・株式会社神高管理（連結子会社 株式会社阪急阪神百貨店との合併に伴うもの）

他4社

なお、2026年4月1日付でイズミヤ・阪急オアシス株式会社を存続会社とし株式会社関西スーパーマーケットを消滅会社とする吸収合併を行い、社名を株式会社関西フードマーケットに変更しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 7社

主要な持分法適用関連会社名

全聯阪急麵包股份有限公司、株式会社CFIZ

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社スーパーナショナル、マサミキャトルランチ Inc.

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日と異なる決算日の子会社については連結決算日までの間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券	
その他有価証券	
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
デ リ バ テ ィ ブ	時価法
棚 卸 資 産	原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
商品及び製品	主として売価還元法
仕掛品	主として総平均法
原材料及び貯蔵品	主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産	
リース資産以外の	定額法
有形固定資産	
リ ー ス 資 産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
無 形 固 定 資 産	定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役 員 賞 与 引 当 金	役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
店 舗 等 閉 鎖 損 失 引 当 金	店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	一部の連結子会社の役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
商 品 券 等 回 収 引 当 金	一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来の回収見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益認識

当社グループは、主として百貨店、食品スーパー、商業施設で食料品、衣料品、身の回り品、家庭用品等の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。商品代金は履行義務の充足時点である商品引渡時に受領しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、当社グループで発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。自社商品券の未使用部分のうち、当社グループが将来において権利を得ると見込む部分（使用が見込まれない部分）については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。自社ポイント制度に関しては、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

商業不動産賃貸管理等のサービスの提供

当社グループは、ショッピングセンター（SC）の運営や、ビルメンテナンスサービスの提供など、商業施設の開発、運営、管理に関連する事業を展開しております。商業施設におけるサービスの提供は継続的に提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断していることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

のれんの償却方法

発生日以後10年から20年間で均等償却することとしております。なお、金額的重要性に乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の要否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

将来の事業計画には、近隣の競合他社の出店状況や商圈における人口動向などの外部環境の変化ならびに環境変化に対するコスト削減方策や集客施策の効果等の仮定が含まれております。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローの発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

有形固定資産	306,159百万円
無形固定資産	47,263百万円

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

事業計画には、今後想定される外部環境の変化及び外部環境の変化に対して実施する売上高向上施策の効果等の仮定が含まれております。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローや課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

繰延税金資産	16,693百万円
--------	-----------

3. のれんの評価

のれんには、寧波阪急商業有限公司を連結子会社化した際に発生したものが含まれており、10年の定額法により償却しております。なお、当該のれんの取得原価は、将来の事業計画に基づき算定された超過収益力を反映したものであります。

当該のれんは支配獲得時において取得原価のうち相対的に多額な金額が配分されております。当該のれんに係る減損の兆候の有無については、当連結会計年度において営業損益がプラスに転じていること、事業計画に基づく翌連結会計年度の営業損益の見込等を踏まえて検討を行った結果、減損の兆候は存在しないと判断いたしました。なお、当該判定に用いられた事業計画には、売上高に関する集客施策の効果等の仮定が含まれております。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画に達成困難な状況が生じること、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

のれん	6,205百万円
上記の内、寧波阪急商業有限公司に係るのれん	6,036百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 差入保証金のうち130百万円は割賦販売法に基づく供託金であります。
 (2) 差入保証金のうち10百万円は宅地建物取引業法に基づく供託金であります。
 (3) 差入保証金のうち0百万円は旅行業法に基づく供託金であります。
 (4) 差入保証金のうち100百万円は資金決済法に基づく供託金であり、対応する担保付債務は前受金155百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 303,589百万円

3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 553百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

(1) 再評価の方法 再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号ならびに第4号に定める路線価、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(2) 再評価を行った年月日 2002年2月28日及び2002年3月31日

(3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△427百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、当期において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社名	資産 グループ名	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
(株)阪急阪神百貨店	神戸阪急 他	店舗 他	兵庫県神戸市 他	建物及び構築物	4,954
				車輛及び器具備品	508
				土地	2,834
				その他	78
イズミヤ・ 阪急オアシス(株)	富木店 他	店舗 他	大阪府高石市 他	建物及び構築物	951
				車輛及び器具備品	422
				その他	0
(株)関西スーパーマー ケット	HAT神戸店 他	店舗 他	兵庫県神戸市 他	建物及び構築物	302
				車輛及び器具備品	341
				土地	197
(株)エイチ・ツー・オ ー商業開発 他	広陵店 他	店舗 他	京都府京都市 他	建物及び構築物	361
				車輛及び器具備品	50
				ソフトウェア	257
				ソフトウェア仮勘定	14
				その他	247

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

株式会社阪急阪神百貨店については、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

イズミヤ・阪急オアシス株式会社については、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗における資産グループ、閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

株式会社関西スーパーマーケットについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗における資産グループ、閉店の意思決定を行った店舗における資産グループ等について回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 他については、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は閉店の意思決定を行った賃貸不動産における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用し、割引率は主に6.6%であります。また、一部の資産グループは正味売却価額を使用しており、不動産鑑定評価基準による方法等により算定しております。

この結果、グループ合計で11,525百万円を減損損失として会計処理いたしました。

なお、このうちイズミヤ・阪急オアシス株式会社や株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 他、店舗閉鎖に係る減損損失883百万円は、連結損益計算書においては店舗等閉鎖損失に含めて表示しているため、特別損失の減損損失には10,641百万円を表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	125,201,396株	—	—	125,201,396株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	2,982,764株	7,361,636株	146,429株	10,197,971株

- (注) 1. 当連結会計年度増加株式数のうち、自己株式立会外買付取引を含む市場買付けによる取得が7,359,700株、単元未満株式の買取りによる取得が1,936株であります。
2. 当連結会計年度減少株式数のうち、ストック・オプションの行使による減少が36,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少が110,400株、買増請求による減少が29株であります。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

1,094,500株

(内訳)

ストック・オプションとしての2009年3月発行新株予約権	7,000株
ストック・オプションとしての2010年3月発行新株予約権	8,500株
ストック・オプションとしての2011年3月発行新株予約権	13,000株
ストック・オプションとしての2012年2月発行新株予約権	16,000株
ストック・オプションとしての2013年3月発行新株予約権	24,000株
ストック・オプションとしての2014年3月発行新株予約権	29,000株
ストック・オプションとしての2015年3月発行新株予約権	38,500株
ストック・オプションとしての2016年3月発行新株予約権	46,500株
ストック・オプションとしての2017年3月発行新株予約権	59,000株
ストック・オプションとしての2018年3月発行新株予約権	61,500株
ストック・オプションとしての2018年6月発行新株予約権	64,000株
ストック・オプションとしての2019年7月発行新株予約権	81,000株
ストック・オプションとしての2020年7月発行新株予約権	93,500株
ストック・オプションとしての2021年7月発行新株予約権	98,500株
ストック・オプションとしての2021年8月発行新株予約権	34,000株
ストック・オプションとしての2022年7月発行新株予約権	138,500株
ストック・オプションとしての2023年7月発行新株予約権	143,500株
ストック・オプションとしての2024年7月発行新株予約権	138,500株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	2,688	22.00	2025年3月31日	2025年6月4日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	2,580	22.00	2025年9月30日	2025年11月28日
計		5,269			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年5月12日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する予定であります。

① 配当金の総額	2,760百万円
② 1株当たり配当額	24円
③ 基準日	2026年3月31日
④ 効力発生日	2026年6月3日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの金融商品に対する取組方針としては、設備投資計画に基づき、主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしており、投機的な取引は行っておりません。

リスク管理体制については、連結子会社である株式会社阪急阪神百貨店では、販売管理要領及び与信管理要領に従い、外商活動から生じた売掛金について、外商部門の所属長が、経理室経理業務部と協力して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社及びその他の連結子会社についても、営業債権である売掛金について、営業各部門の所属長が、同様の管理を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 ※2	85,338	85,338	—
(2) 差入保証金	68,213		
貸倒引当金	△2,033		
	66,179	58,446	△7,733
資産計	151,517	143,784	△7,733
(1) 社債	10,000	9,600	△399
(2) 長期借入金 ※3	124,095	119,293	△4,802
負債計	134,095	128,893	△5,202

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
(1) 非上場株式	9,250
(2) 投資事業有限責任組合への出資	197
計	9,448

※3 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを契約期間等に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 社債及び(2) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債(2) 長期借入金参照）。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	百貨店 事業	食品 事業	商業施設 事業	その他 事業	調整額 (注3)	合計
顧客との契約から生じる収益	617,653	426,937	19,573	74,229	—	1,138,394
その他の収益	3,384	5,517	10,509	4,625	—	24,037
総額売上高(注1)	621,037	432,455	30,083	78,855	—	1,162,431
組替額(注2)	△435,691	△16,572	△1,624	△32,360	4,032	△482,216
外部顧客への売上高	185,346	415,883	28,458	46,494	4,032	680,215

(注) 1. 2022年3月期連結会計年度の期首より適用した「収益認識に関する会計基準」等による影響を除外した従前の基準での売上高を「総額売上高」として記載しております。

(注) 2. 上記の「総額売上高」を、「収益認識に関する会計基準」等による影響を反映した「売上高」に組み替えております。

(注) 3. 事業セグメントで代理人取引として純額表示した外部顧客への売上高のうち連結決算では本人取引となる取引(セグメント間での消化仕入契約に基づく取引)の外部顧客への売上高を連結損益計算書で総額表示に組み替えるための調整額であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 72,221百万円
連結貸借対照表上、「売掛金」に計上しております。
契約負債 28,274百万円
連結貸借対照表上、「前受金」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格について、当社グループは商品券・ポイント等の実際の利用に応じて収益を認識しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,695円07銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 254円39銭 |

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

2026年4月1日に、当社の連結子会社であるイズミヤ・阪急オアシス株式会社を存続会社、同じく当社の連結子会社である株式会社関西スーパーマーケットを消滅会社とする吸収合併及び存続会社の商号変更を行いました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	イズミヤ・阪急オアシス株式会社
事業の内容	スーパーマーケットの経営
被結合企業の名称	株式会社関西スーパーマーケット
事業の内容	スーパーマーケットの経営

(2) 企業結合日

2026年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

イズミヤ・阪急オアシス株式会社を存続会社、株式会社関西スーパーマーケットを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社関西フードマーケット

(5) その他取引の概要に関する事項

イズミヤ・阪急オアシス株式会社及び株式会社関西スーパーマーケットの両社を合併することにより、経営の意思決定の迅速化と同時に、分散した経営資源を集中することで競争力を一層強化いたします。特に、合併による人材の有効活用に加え、当社グループ内の製造子会社との製販連携を密にし、グループとしてさらなる事業規模の拡大、並びに事業競争力の強化に努めてまいります。

なお、本合併に伴い、存続会社であるイズミヤ・阪急オアシス株式会社の商号を「株式会社関西フードマーケット」へ変更し、あわせて、当社連結子会社である株式会社関西フードマーケットの商号を「株式会社十三フードマーケット」に変更いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(株式の譲渡)

当社は、2026年4月14日開催の取締役会決議に基づき、保有する東宝株式会社の普通株式の一部を2026年4月15日付で譲渡いたしました。

1. 譲渡の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けへの応募

2. 譲渡の概要

譲渡株式数 : 普通株式 3,656,300株

譲渡日 : 2026年4月15日

3. 損益に与える影響

第108期の連結損益計算書において、投資有価証券売却益5,122百万円を特別利益に計上する予定であります。

貸借対照表

2026年3月31日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	495,607	(負 債 の 部)	271,006
流 動 資 産	55,994	流 動 負 債	128,260
現金及び預金	36,431	1年内返済予定の長期借入金	17,214
営業未収入金	5,308	未 払 金	2,949
前 払 費 用	471	未 払 費 用	246
短期貸付金	9,407	未 払 法 人 税 等	88
1年内回収予定の長期貸付金	6,857	前 受 金	50
そ の 他	3,228	預 り 金	107,300
貸倒引当金	△5,709	賞 与 引 当 金	360
		役 員 賞 与 引 当 金	50
固 定 資 産	439,612	そ の 他	1
有 形 固 定 資 産	38,156		
建物及び構築物	7,730	固 定 負 債	142,746
車輜及び器具備品	3,421	社 債	10,000
土 地	26,631	長 期 借 入 金	106,216
建設仮勘定	373	繰 延 税 金 負 債	25,622
無 形 固 定 資 産	24,471	再評価に係る繰延税金負債	274
ソフトウェア	18,169	退 職 給 付 引 当 金	46
施設利用権	15	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	447
ソフトウェア仮勘定	6,286	長 期 未 払 金	9
投資その他の資産	376,984	長 期 預 り 保 証 金	128
投資有価証券	69,511		
関係会社株式	249,299	(純 資 産 の 部)	224,600
関係会社出資金	10,294	株 主 資 本	176,139
長期貸付金	59,976	資 本 金	17,796
差入保証金	286	資 本 剰 余 金	103,471
長期前払費用	5	資 本 準 備 金	72,495
そ の 他	50	そ の 他 資 本 剰 余 金	30,976
貸倒引当金	△12,440	利 益 剰 余 金	75,140
		利 益 準 備 金	4,429
		そ の 他 利 益 剰 余 金	70,711
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	5,537
		別 途 積 立 金	29,054
		繰 越 利 益 剰 余 金	36,119
		自 己 株 式	△20,269
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	47,011
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	46,415
		土 地 再 評 価 差 額 金	596
		新 株 予 約 権	1,449
合 計	495,607	合 計	495,607

損益計算書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取配当金収入	12,797	
グループ運営負担金収入	3,590	
システム使用料収入	10,587	
不動産賃貸収入	2,516	29,492
営業費用		22,925
営業利益		6,567
営業外収益		
受取利息	812	
受取配当金	1,535	
受取和解金	384	
その他	270	3,002
営業外費用		
支払利息	1,192	
匿名組合投資損失	467	
その他	243	1,904
経常利益		7,665
特別利益		
投資有価証券売却益	13,401	
関係会社損失引当金取崩益	2,541	15,942
特別損失		
固定資産除却損	374	
関係会社投資等損失	224	
減損損失	15	614
税引前当期純利益		22,993
法人税、住民税及び事業税		66
法人税等調整額		△469
当期純利益		23,397

株主資本等変動計算書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本										株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金						利益 剰余金 合計
						固定資 産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金				
当期首残高	17,796	72,495	31,004	103,499	4,429	5,557	29,054	17,970	57,012	△5,546	172,761	
当期変動額												
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△5,269	△5,269	—	△5,269	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	23,397	23,397	—	23,397	
自己株式の取得・処分	—	—	△27	△27	—	—	—	—	—	△14,722	△14,750	
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△20	—	20	—	—	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	△27	△27	—	△20	—	18,148	18,128	△14,722	3,377	
当期末残高	17,796	72,495	30,976	103,471	4,429	5,537	29,054	36,119	75,140	△20,269	176,139	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	47,408	596	48,004	1,462	222,229
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△5,269
当期純利益	—	—	—	—	23,397
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	△14,750
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△992	—	△992	△13	△1,006
当期変動額合計	△992	—	△992	△13	2,371
当期末残高	46,415	596	47,011	1,449	224,600

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

有価証券

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

関係会社出資金 匿名組合出資については「6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

その他有価証券

市場価格のない 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
株式等以外のもの 移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

リース資産以外の 定額法

有形固定資産

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

無形固定資産 定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法)により計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する貸付金等債権を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にグループ各社への監督・指導及びシステム管理を行っており、約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で、各会社等へのサービス提供に応じて収益を認識しております。

また、不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

匿名組合出資の会計処理 匿名組合出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「関係会社出資金」として計上しております。なお、匿名組合が獲得した純損益について、持分相当額を営業外損益に計上するとともに、同額を「関係会社出資金」に加減算しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の要否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュフローや金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

当該見積りに基づき貸借対照表に計上した金額は以下のとおりであります。

有形固定資産	38,156百万円
無形固定資産	24,471百万円

2. 関係会社株式の評価

当社の子会社である寧波開発株式会社の子会社における取得原価は、同社の子会社である寧波阪急商業有限公司の将来の事業計画に基づき算定された超過収益力を反映したものであります。

関係会社株式については、超過収益力を反映した実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判断しております。当事業年度末においては、超過収益力を反映した実質価額と取得原価を比較した結果、減損処理を行っておりません。

超過収益力を反映した実質価額については、寧波阪急商業有限公司の将来の事業計画に基づいて見積っており、当該事業計画における仮定の内容は、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」3. のれんの評価 に記載のとおりであります。

これらの仮定については、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画に達成困難な状況が生じることで、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類における関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当該見積りに基づき貸借対照表に計上した金額は以下のとおりであります。

関係会社株式	249,299百万円
上記の内、寧波開発株式会社にかかる関係会社株式	27,330百万円

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|---|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,946百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 21,842百万円 |
| 短期金銭債務 | 107,578百万円 |
| 長期金銭債権 | 59,975百万円 |
| 3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 | 225百万円 |
| 4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |
| (1) 再評価の方法 | 再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。 |
| (2) 再評価を行った年月日 | 2002年2月28日 |
| (3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | △198百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	29,131百万円
営業費用	1,752百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,298百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2,982,764株	7,361,636株	146,429株	10,197,971株

- (注) 1. 当期増加株式数のうち7,359,700株は自己株式立会外買付取引を含む市場買付けによる取得、1,936株は単元未満株式の買取りによる取得であります。
2. 当期減少株式数のうち110,400株は取締役等に対する譲渡制限付株式付与による処分、36,000株はストックオプションの行使による処分、29株は単元未満株式の買増し請求による処分であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

会社分割に伴う子会社株式	8,923百万円
貸倒引当金	5,717百万円
関係会社投資等損失引当金	141百万円
匿名組合投資損失	710百万円
税務上の繰越欠損金	671百万円
その他	4,732百万円
繰延税金資産 小計	20,897百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△671百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△20,078百万円
評価性引当額 小計	△20,750百万円
繰延税金資産 合計	146百万円

(繰延税金負債)

退職給付信託資産(株式)の返還に伴う投資有価証券評価益	△1,877百万円
固定資産圧縮積立金	△2,546百万円
その他有価証券評価差額金	△21,344百万円
グループ法人税制に基づく資産譲渡益の繰延	△0百万円
繰延税金負債 合計	△25,769百万円
繰延税金負債の純額	△25,622百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)阪急阪神百貨店	(所有) 直接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	16,960	預り金	50,744
				CMSによる利息の支払	38		
				システム使用料の受取	5,980	営業 未収入金	617
	(株)関西フードマーケット	(所有) 直接100%	役員の兼任	長期資金の貸付	14,487	長期貸付金	14,487
				長期資金貸付による利息の受取	48		
	イズミヤ・阪急オアシス(株)	(所有) 間接100%	役員の兼任	CMSによる資金の返済	2,419	預り金	6,799
				CMSによる利息の支払	18		
				システム使用料の受取	3,243	営業 未収入金	514
	(株)関西スーパーマーケット	(所有) 間接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	900	預り金	8,419
				CMSによる利息の支払	12		
(株)エイチ・ツー・オー商業開発	(所有) 直接100%	役員の兼任	長期資金の貸付	4,200	長期貸付金 (1年内回収 予定も含む)	36,413	
			長期資金の回収	7,235			
			長期資金貸付による利息の受取	332			
(株)阪急阪神百貨店友の会	(所有) 直接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	396	預り金	25,362	
			CMSによる利息の支払	439			
(株)大井開発	(所有) 直接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	277	預り金	5,155	
			CMSによる利息の支払	6			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 長期資金の貸付における金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 余剰資金の預りについては、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、CMSによる取引金額については前事業年度末残高からの増減額を表示しております。
3. システム使用料の取引金額については、システムに関する諸費用の実費相当額となっております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,940円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 198円72銭 |

重要な後発事象に関する注記

(株式の譲渡)

連結注記表の「重要な後発事象」(株式の譲渡)に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月9日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 理 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月9日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 理 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の現地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 後藤 健志 ㊟

社外取締役監査等委員 番 尚志 ㊟

社外取締役監査等委員 中野 健二郎 ㊟

社外取締役監査等委員 石原 真弓 ㊟

社外取締役監査等委員 関口 暢子 ㊟